

## ソフトウェア追加利用条件

最終更新日：2018年10月1日以前のすべてのバージョンを置き換えます。

お客様による「本ソフトウェア」の使用には、これらの「追加条件」が適用されます。本条件はアドビ一般利用条件（以下、「**一般利用条件**」といいます）を補完するものであり、これに組み込まれ、[www.adobe.com/go/terms](http://www.adobe.com/go/terms)に記載されています（追加条件と一般利用条件を総称して「**本条件**」といいます）。本書で定義されていない大文字で始まる用語は、「一般利用条件」に定義されるものと同じ意味を有します。

### 1. ソフトウェアの使用。

#### 1.1. サブスクリプションベースのライセンス。

「アドビ」が、「本ソフトウェア」を使用するサブスクリプションの一部としてお客様に提供する場合、「本条件」を遵守している限り、「アドビ」はお客様に、「本ソフトウェア」をインストールして使用する非独占的ライセンスを、(a) お客様のサブスクリプションが有効な限り、(b) 購入ライセンス数を超過しない限り、(c) 「本条件」および関連ドキュメントを遵守している限りにおいて付与します。お客様は「本ソフトウェア」を同時に最大2台のデバイス（または仮想マシン）でアクティブにすることができます。ただし、「本ソフトウェア」をこれらの2台のデバイスで同時に使用することはできません。

1.2. デバイスベースのソフトウェアライセンス。「本ソフトウェア」ライセンスをデバイスまたは仮想デバイスの台数に基づいて購入した場合、

(a) **ライセンス**。お客様が「本条件」に従うことを条件に、「アドビ」はお客様に対して (i) ライセンス期間中、(ii) ライセンスの範囲内で、(iii) 「本条件」および「本ソフトウェア」に添付されている関連ドキュメントに従って、「本ソフトウェア」をインストールし使用できる、非独占的ライセンスを付与します。ライセンスのインストール数は、「本ソフトウェア」で購入したライセンスの総数を超えることはできません。

(b) **サーバーからの配布**。「アドビ」により明示的に許可される場合、お客様は、同じイントラネット内のコンピューターへの「本ソフトウェア」のダウンロードおよびインストールを容易にする目的のみにおいて、「本ソフトウェア」の画像をお客様のイントラネット内のコンピューターファイルサーバーに、コピーできます。しかし、ライセンスのインストール数は、「本ソフトウェア」で購入したライセンスの総数を超えることはできません。「**イントラネット**」は、お客様およびその権限を与えられた従業員および契約者がアクセスできる私有の専用コンピューターネットワークを意味します。イントラネットには、インターネットでサプライヤー、ベンダー、またはサービスプロバイダーに公開されている部分や、サプライヤー、ベンダー、またはサービスプロバイダーに公開されているネットワークコミュニティ、または一般に公開されているネットワークコミュニティ（メンバーシップやサブスクリプションに基づく団体、協会などの組織）は含まれません。

### 1.3. 制限および義務。

- (a) **所有権表示。** お客様が許可を得て作成する「本ソフトウェア」のすべてのコピーには、「本ソフトウェア」上または「本ソフトウェア」内に付された著作権表示およびその他の所有権表示と同一の表示が付してください。
- (b) **制限。** 「本条件」内で認められる場合を除き、お客様は以下を行わないでください。
- (i) 「本ソフトウェア」をサービスビューローとして使用または提供すること。
  - (ii) 「本ソフトウェア」のホストまたはストリーミング。
  - (iii) 第三者によるリモートでの「本ソフトウェア」へのアクセスを許可すること。
  - (iv) 「本ソフトウェア」へのアクセスを制御するための技術的手段を回避すること。
  - (v) 技術的対策を迂回するための製品を、「本ソフトウェア」と合わせて開発、配布または使用する。または、
  - (vi) 「本ソフトウェア」に関するお客様の権利を貸与、リース、販売、サブライセンス、譲渡または移転すること、および「本ソフトウェア」の全部または一部を他のユーザーのデバイスにコピーすることを許可すること（お客様が Creative Cloud グループ版または Creative Cloud 教育機関向け（指定ユーザー）をご購入の場合、該当するドキュメントに従って、シートを指定することができる場合を除く）。

1.4. **地域ライセンス要件。** 複数の「本ソフトウェア」ライセンスをご購入の場合、「アドビ」との間のボリュームライセンスプログラムに基づき許可される場合を除き、ライセンスを購入した国以外でインストールまたはデプロイしないでください。欧州経済地域に居住するお客様については、「国」は、欧州経済地域を意味します。「アドビ」は、お客様が「本ソフトウェア」または「本サービス」を本条に違反して使用していると判断した場合、ここで付与された本ライセンスを終了、またはお客様のサブスクリプションまたは「本サービス」へのアクセス権を制限することがあります。

1.5. **アクティベーションと検証。** 「本ソフトウェア」のアクティベーションまたはサブスクリプションの認証のため、いくつか手順を踏まなければならない場合があります。「本ソフトウェア」のアクティベーションまたは登録を行わない場合、サブスクリプションの認証を行わない場合、もしくは「アドビ」が「本ソフトウェア」が不正にまたは許可を得ないで使用されたと判定した場合、「本ソフトウェア」は機能低下、操作不能、サブスクリプションの終了あるいは停止になる場合があります。アクティベーションの詳細については、<http://www.adobe.com/go/activation> を参照してください。

1.6. **アップデート。** 「本ソフトウェア」のアップデートは、「アドビ」から適宜自動的にダウンロードされインストールされる場合があります。これらのアップデートは、バグ修正、新機能、または新バージョンの形をとる場合があります。お客様は、「本ソフトウェア」の使用の一環として「アドビ」からそうしたアップデートを受け取ることに同意するものとします。

## 2. 特定ソフトウェア条件。

本条は、特定の「本ソフトウェア」およびコンポーネントに適用されます。本条の規定と他の条項の規定の間に矛盾がある場合、関連する「本ソフトウェア」またはコンポーネントについては本条が適用されます。

2.1. **フォントソフトウェア。** 「本ソフトウェア」にフォントソフトウェア（「[追加条件](#)」に支配される Typekit で使用可能なフォントを除く）が含まれる場合：

- (a) 特定のファイルに使用したフォントは、印刷業者またはその他のサービスビューローへ提供することができ、サービスビューローはお客様のファイルの処理にそのフォントを使用することができます。ただし、サービスビューローがその特定のフォントソフトウェアを使用するための有効なライセンスを保有している場合に限り、

(b) お客様は、お客様の電子文書を印刷および閲覧するため、フォントソフトウェアのコピーをその文書に埋め込むことができます。本ライセンスは、上記以外の埋め込みに関する権利を暗示するものでも許可するものでもありません。

(c) 上記の例外として、フォントは [http://www.adobe.com/go/restricted\\_fonts](http://www.adobe.com/go/restricted_fonts) 「本ソフトウェア」の操作目的でのみ「本ソフトウェア」に含まれています。記載されているフォントは、これらの「追加条件」に基づき使用を許諾されません。お客様は、「本ソフトウェア」以外のソフトウェアアプリケーション、プログラム、またはファイル内で、またはそのいずれかを使って、上記リンクに記載されたフォントをコピー、移動、アクティベート、使用してはならず、また、フォント管理ツールによってこれらのフォントをコピー、移動、アクティベート、または使用しないでください。

(d) **Open-Source フォント**。「アドビ」によって「本ソフトウェア」と共に配布される一部のフォントは、Open-Source フォントの場合があります。お客様によるこれら Open-Source フォントの使用には、[http://www.adobe.com/go/font\\_licensing](http://www.adobe.com/go/font_licensing) の該当するライセンス条件が適用されます。

**2.2. After Effects のレンダリングエンジン**。「本ソフトウェア」が Adobe After Effects の完全版を含む場合、お客様は、Adobe After Effects の完全版がインストールされたコンピューターを1台以上含むお客様のイントラネット内のコンピューターに、レンダリングエンジンを部数の制限なくインストールすることができます。「レンダリングエンジン」という用語は、After Effects プロジェクトのレンダリングを可能にするものの、After Effects の完全なユーザーインターフェイスを含まない、「本ソフトウェア」のインストール可能な部分を意味します。

**2.3. Acrobat**。「本ソフトウェア」に Acrobat、Document Cloud、または上記ソフトウェア内の特定の機能が含まれる場合、第 2.3 条が適用されます。

(a) 「本ソフトウェア」には、「本ソフトウェア」に内蔵されるデジタル認証情報を使用することで、お客様が特定の機能を持つ PDF を作成することを可能にする技術（以下、「本キー」といいます）が含まれています。お客様は、いかなる目的のためにも「本キー」にアクセスせず、アクセスを試みず、また、「本キー」をコントロール、無効化、削除、使用または配布しないでください。

(b) **電子証明書**。電子証明書は、Adobe Certified Document Services のベンダーあるいは Adobe Approved Trust List のベンダー等の第三者認証機関（総称して「認証機関」といいます）が発行することができます。または自ら署名することもできます。電子署名の購入、使用および信頼するかどうかはお客様と認証機関の責任となります。証明書信頼するかどうかを決定するのは、お客様のみに責任があります。別途、書面による保証が認証機関によってお客様に提供される場合を除き、電子署名のご使用の責任はお客様ご自身にあります。お客様は、電子証明書または認証機関の使用またはそれらに依存することに関連する、すべての責任、損失、訴訟、損害、請求（すべての合理的な額の費用、支出、弁護士費用を含む）から「アドビ」を免責します。

**2.4. Adobe Runtime**。「Adobe Runtime」は、Adobe AIR、Adobe Flash Player、または Shockwave Player を含むソフトウェアで、開発者アプリケーションに Runtime ファイルを含みます。

(a) **Adobe Runtime の制限事項**。Adobe Runtime を PC 以外のデバイス上で、またはいかなる組み込み式またはデバイス用のオペレーティングシステムでも使用しないでください。疑義を避けるため、例えば、お客様は (i) モバイル製品、セットトップボックス、携帯端末、電話、ゲームコンソール、テレビ、DVD プレイヤー、メディアセンター、電子掲示板またはその他電子看板、インターネットデバイスまたはその他インターネット周辺デバイス、PDA、医療機器、ATM、通信デバイス、ゲーム機、家庭用自動制御システム、キオスク、遠隔操作デバイスまたはその他消費者用技術機器、(ii) オペレーター携帯、ケーブル、衛星、またはテレビシステム、または (iii) その他クローズドデバイス上において、Adobe Runtime を使用することはできません。Adobe Runtime のライセンスに関する詳細については、<https://www.adobe.com/products/flashplayer/distribution.html> をご覧ください。

(b) **Adobe Runtime の配布**。お客様は、「本ソフトウェア」と共に提供されるユーティリティを含む、「本ソフトウェア」を使用して作成された開発者アプリケーションの完全に統合された部分を除き、Adobe Runtime を配布しないでください。例えば、Adobe Runtime は、iOS または Android オペレーティングシステムで動作するようにパッケージされたアプリケーションの一部として配布しないでください。生成された出力ファイルまたはデベロッパーアプリケーションを PC 以外のデバイスへ配布するには、お客様は、追加のロイヤリティの対象となる特定のライセンスの購入が必要になる場合があります。

す。PC以外のデバイスのライセンスを取得すること、および適用可能なロイヤリティを支払うことはお客様のみの責任です。「アドビ」は「本条件」下で、デベロッパーアプリケーションを実行する、またはPC以外のデバイスでファイルを出力するための第三者のテクノロジーに対するライセンスを付与しません。本条に明示的に記載されている場合を除き、お客様は Adobe Runtime を配布できません。

**2.5. Adobe Presenter.** 「本ソフトウェア」に Adobe Presenter が含まれ、Adobe Connect Add-in を「本ソフトウェア」のインストールまたは使用する場合、お客様は Adobe Connect Add-in を1台のコンピューター上以外でインストールまたは使用してはならず、Adobe Connect Add-In を PC 以外の製品（Web に接続可能なデバイス、セットトップボックス、携帯端末、電話、Web パッドデバイスなどが含まれるが、それらに限定されない）でインストールまたは使用しないでください。さらにお客様は、「本ソフトウェア」（以下、「Adobe Presenter Run-Time」といいます）を使用して作成および生成されたプレゼンテーション、情報、またはコンテンツに埋め込まれている「本ソフトウェア」の一部を、それが埋め込まれているプレゼンテーション、情報、またはコンテンツと共にのみ使用できます。お客様および Adobe Presenter Run-Time を埋め込んだプレゼンテーション、情報およびコンテンツのすべてのライセンシーは、プレゼンテーション、情報、コンテンツから Adobe Presenter Run-Time を分離して使用することを禁じられています。さらに、お客様および Adobe Presenter Run-time を埋め込んだプレゼンテーション、情報およびコンテンツのすべてのライセンシーが、Adobe Presenter Run-Time を変更、リバースエンジニア、逆アセンブルすることは禁じられています。

**2.6. Adobe Media Encoder.** お客様は、Adobe Media Encoder（以下、「AME」といいます）をお客様のイントラネット内のコンピューター上に、お客様のイントラネット上で稼働するライセンスを受けた「本ソフトウェア」のインスタンスで作成したプロジェクトをエンコード、デコード、トランスコードする目的でのみインストールすることができます。ただし、AME のインストール数は、「本ソフトウェア」で購入した総ライセンス数を超えないものとします。お客様は AME をイントラネットにインストールして、(a) 「本ソフトウェア」以外のソフトウェア、(b) ホストされたサービスの一部として、(c) 第三者を代理して、(d) サービスビューローとして、または、(e) 個人ユーザーによって開始されない操作を目的として、AME を提供、使用、または使用を許可することはできません。ただしイントラネット内で AME を使用してプロジェクトをエンコード、デコード、トランスコードする処理を開始する操作を自動化する場合を除きます。

**3. 法域別の条件.** 本条は特定の法域に適用されます。本条の規定と他の条項の規定の間に矛盾がある場合、当該法域については本条の規定が適用されます。

**3.1. ニュージーランド.** ニュージーランドで「本ソフトウェア」を個人または家庭で使用するために（業務目的でなく）取得する消費者については、本契約は消費者保証法の対象となります。

**3.2. 欧州経済地域.**

(a) **保証.** お客様が欧州経済地域（EEA）で「本ソフトウェア」を取得され、通常は EEA にお住まいで、消費者（つまり、ソフトウェアを業務ではなく個人用の目的に使用する個人）である場合、「本ソフトウェア」に関する保証期間は、サブスクリプションの期間となります。保証請求に関する「アドビ」の全責任、および保証に基づくお客様の唯一の救済策は、保証請求に基づく「本ソフトウェア」へのサポートまたは「本ソフトウェア」の交換、または「本ソフトウェア」のサポートまたは交換が不可能な場合は、当該「本ソフトウェア」に関する支払い済みサブスクリプション料金のうち、未経過部分の払い戻しのいずれかに限定され、そのどれを選択するかは「アドビ」が決定します。さらに、「本ソフトウェア」の使用に関するお客様の損害には、「本条件」が適用されますが、「アドビ」は、「アドビ」が「本条件」に違反した場合について、相応に予測可能な直接的損害に対して責任を負います。お客様には、損害を回避し軽減するためにあらゆる合理的な手段を講じること、特に「本ソフトウェア」およびお客様のコンピューターデータのバックアップコピーを作成することを推奨します。

**4. 米国政府のエンドユーザーへの通知.** 米国政府による購入の場合、「本ソフトウェア」は FAR 12.212 で定義される商用コンピューターソフトウェアとなりますので、FAR セクション 52.227-19「商用コンピューターソフトウェアライセンス」で定義される制限される権利、および DFARS セクション 227.7202「商用コンピューターソフトウェアおよび商用コンピューターソフトウェアドキュメンテーション」ならびにそれらの後継規制法の対象となります。米国政府が「本ソフトウェア」を使用し、変更

し、複製をリリースし、実行し、表示し、または開示する場合、「本条件」に規定の使用許諾権および制限事項に従って行わないでください。

## 5. 第三者に関する通知。

5.1. **第三者のソフトウェア。**「本ソフトウェア」に、第三者のソフトウェアが含まれ、第三者の利用条件が適用される場合があります。これらの利用条件は <http://www.adobe.com/go/thirdparty> で確認することができます。

5.2. **AVC の配布。**以下の通知は、AVC のインポートおよびエクスポートの機能を含む「本ソフトウェア」に適用されます：本製品は、(a) AVC 標準（以下、「AVC ビデオ」といいます）に準拠してビデオをエンコードするため、および／または (b) 個人的で非商業目的の活動に従事する消費者によってエンコードされた、および／または AVC ビデオを提供するライセンスを使用許諾されたビデオプロバイダーから入手した AVC ビデオをデコードするため、消費者の個人的で非商業目的の使用について AVC 特許ポートフォリオライセンスの下で使用許諾されます。他のいかなる使用についても、ライセンスは許諾も暗示もされていません。詳細情報は、MPEG LA, L. L. C. から入手できます。 <http://www.adobe.com/go/mpegla> をご覧ください。

## 6. アプリケーションプラットフォームの条件。

6.1. **Apple。**「本ソフトウェア」が Apple iTunes ストアからダウンロードされた場合、お客様は、Apple には「本ソフトウェア」に対する保守およびサポートサービスの一切の義務がないことを認めるものとします。「本ソフトウェア」が適用可能な保証に適合しない場合、お客様は Apple に通知することができます。Apple はその「本ソフトウェア」の購入価格をお客様に返金します。法律が許す最大限度まで、Apple には「本ソフトウェア」に関連するその他の一切の保証義務はありません。

6.2. **Microsoft。**「本ソフトウェア」が Microsoft ストアからダウンロードされた場合、お客様は、Microsoft、デバイスメーカー、およびネットワークオペレーターに「本ソフトウェア」に対する保守およびサポートサービスの一切の義務がないことを認めるものとします。